

使 用 前 檢 査 変 更 申 請 書

廃炉発官R5第176号
令和6年3月8日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和5年4月14日付け廃炉発官R5第6号をもって申請した
放射性固体廃棄物等の管理施設に係る使用前検査申請書の記載
事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所
原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条
第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出
します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設 固体廃棄物貯蔵庫第10棟 (10-A分) 貯蔵エリア (10-A分) 換気空調設備 (10-A分)
	実施計画 II. 2. 10 参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和 5年 2月21日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和5年 6月 9日 至 令和6年 6月 7日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和6年 7月 8日

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

- ・検査工程見直しに伴い、「検査を受けようとする期日」および「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」、「工事の工程に関する説明書」を変更する。

添付資料－1

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2023年												2024年												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
放射性固体廃棄物等の管理施設 固体廃棄物貯蔵庫第10棟 (10-A分) 貯蔵エリア (10-A分) 換気空調設備 (10-A分)																										

注) 下線は、変更箇所を示す。
 ━━：工事期間 ☆：使用前検査 △：工事完了
 ▼：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可
 以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

放射性固体廃棄物等の管理施設 : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

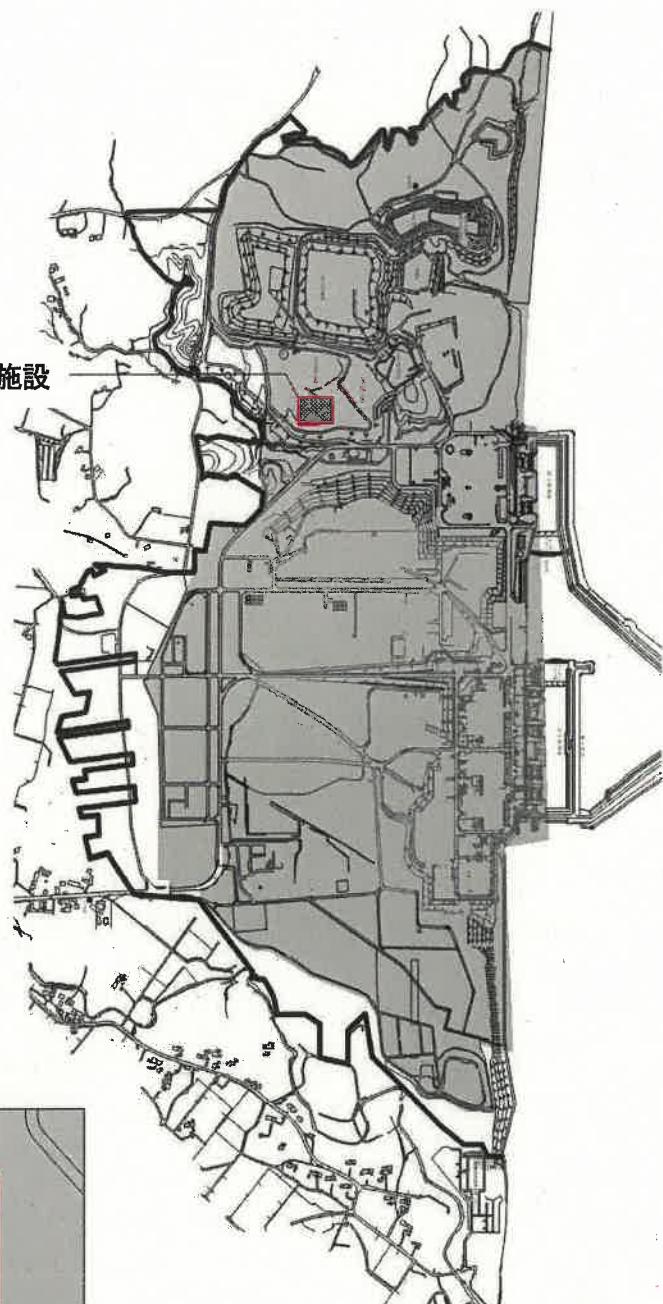
以上

別添

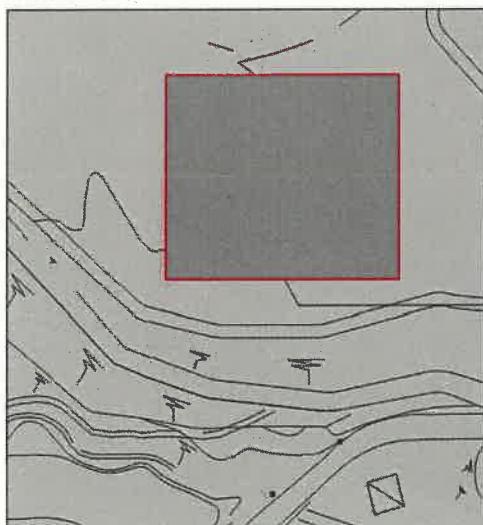
検査場所図



放射性固体廃棄物等の管理施設



■拡大図



放射性固体廃棄物等の管理施設

——：敷地境界

■：管理対象区域

□：検査場所